

長崎市監査公表第 15 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 5 年 12 月 27 日

長崎市監査委員 西 本 徳 明
同 三 谷 利 博
同 吉 原 孝
同 山 本 信 幸

1 監査の種類

財務監査(工事監査) (令和 5 年 8 月 30 日付 長崎市監査公表第 11 号)

2 監査の期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 5 年 8 月 22 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	水産農林部	農林振興課
	まちづくり部	東長崎土地区画整理事務所
	建築部	設備課
	南総合事務所	地域整備課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

No	所属名	指摘	措置
1	水産農林部 農林振興課	<p>1 林道新戸町線道路改良工事</p> <p>(1) 受注者は、ロープ高所作業に関する業務に就かせる際に、労働安全衛生規則に基づく安全のための特別教育を行っていなかった。適正な安全管理の指導に留意されたい。</p>	<p>所属の職員に対して勉強会を開催し、今後の工事監督業務に漏れがないよう指摘内容を周知した。</p> <p>また、受注者に対し、口頭指導を行い、再発防止を図るとともに、今後の工事に関しては、受注者にチェックシートを熟読し、安全かつ適切な施工に努めるよう指導することとした。</p>
2		<p>1 林道新戸町線道路改良工事</p> <p>(2) 受注者は、バックホウによる作業の際、労働安全衛生規則に基づく作業員の立入禁止や誘導員の配置など、接触の防止について対策を行っていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。</p>	<p>所属の職員に対して勉強会を開催し、今後の工事監督業務に漏れがないよう指摘内容を周知した。</p> <p>また、受注者に対し、口頭指導を行い、再発防止を図るとともに、今後の工事に関しては、受注者にチェックシートを熟読し、安全かつ適切な施工に努めるよう指導することとした。</p>
3	まちづくり部 東長崎土地地区画 整理事務所	<p>1 都市計画道路東長崎縦貫線(清藤地区)河川改修測量設計業務委託</p> <p>(1) 受注者は、道路での測量作業において、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>所内の工事担当者に対し、今回の事案に関する法令の確認と発生した原因の共有を行い、法令順守の徹底について周知を図った。また、受注者に対し通知文を提出し、法令順守について直接指導を行った。</p> <p>今後は、これまでの監査報告を取りまとめた内容を受注者に通知し、適切な履行に努めるよう指導することとした。</p>

No	所属名	指摘	措置
4	建築部 設備課	<p>1 長崎市消防局・中央消防署空調設備改修工事</p> <p>(1) 受注者は、大気汚染防止法に基づく「建築物等の解体等の作業に関するお知らせに関する看板」を掲示していなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>受注者に対する指導力を強化するため、設備課課員21名に1時間程度の研修を実施し、指摘内容の大気汚染防止法に基づく「建築物等の解体等の作業に関するお知らせに関する看板」の掲示についての法令遵守の周知を行った。</p> <p>また、受注者に対して、直接法令順守についての指導を行い、再発防止を図った。</p> <p>今後の工事に関しては研修で得た知識を基に受注者に適切な指導をすることとした。</p>
5	南総合事務所 地域整備課	<p>1 市道伊王島循環線道路改良工事【余任】</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートブレーカーを使用した構造物取壊工において、騒音規制法に基づく特定建設作業の届出をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>特定建設作業の届出が必要な区域かどうかを監督員及び主任監督員においても確認を行うよう課内で周知を図り、再発防止を図るとともに、届出が必要な区域であれば、受注者と共有し、受注者が届出を提出した後、打合せ簿により書類の写しを提出してもらい、監督員及び主任監督員も確認を行うことを徹底することとした。</p> <p>また、受注者に対して、口頭指導を行い、法令順守の再認識を図った。</p> <p>これまでも通知していた「工事着工前の主な確認事項」を受注者、監督職員も再確認し、適切な施工に努めることとした。</p>